

新しい法人制度における内部統治について

JIA定款改定特別委員会 委員 柳澤璋忠（前専務理事）

1. 主務官庁の監督下の法人から自立する法人へ

新しい法人制度の基になる3本の法律、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（法人法）」「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（認定法）」「関係法律の整備等に関する法律（整備法）」の相互関係については「建築家3月号」で、谷村委員長から説明されている。

その一部をおさらいすると、そもそも公益法人改革の新制度は、従来の主務官庁による監督下の公益法人制度を止めて、公益活動をより広く民間の組織に委ねる制度をつくることにある。主務官庁の監督下で規律が保たれていた所から離れることによる混乱をなくすために、法人は自立するがそのためには、法人自らの内部統治が確実に出来なくてはならない。

JIAのような旧公益法人は、2013年までに、①公益社団法人か②一般社団法人か、③或いはその他（解散、NPO、普通法人など）の選択が求められている。その他の選択はとりあえずないものとして、①又は②のどちらになるかであるが、仮に公益社団法人となるにしても、法人としての基本の型は「法人法」で決められている一般社団法人に求められる条件を満たさねばならない。その上で公益社団法人を目指す場合は、公益法人に求められる要件を満たすということである。「法人法」と「認定法」が別々にあるのではなく、まず一般社団法人に求められる組織の体制を整備せねばならない。その上で公益認定を受けるかどうかであり、2階建ての法律といわれる所以である。

「整備法」では、今までの民法34条の公益法人が新制度による法人に移行する場合の条件が示されている。一般社団法人を選択する場合にも、今まで公益法人として税制上優遇されてきたことに対して、財産を公益に返還するための「公益目的支出計画」を作成し、その履行が求められる。そのためにも、公益社団法人を選択するか、一般社団法人にとどまるかに関わ

らず「法人法」をよく理解する必要がある。

2. 今までの公益法人の認定基準はどうであったか

従来の公益法人は、民法第34条で、主務官庁により設立が許可されていたが、定款の承認等は、主務官庁の裁量に任されていた。その原則の下に、平成8年9月20日、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」が閣議決定され、主務官庁は、この基準に適合しない公益法人に対しては、原則として3年以内に基準に適合するよう指導する、となっていた。この基準に沿うよう、2000年のJIA総会で、定款改正の議決がなされたのはそのためである。

その基準の概略（抜粋）は以下のとおりであった。

1) 目的

公益法人は積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならない。

2) 事業

(1) 公益法人の事業は、目的に照らし適切な内容であり、事業規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上あるようにする。

(2) 事業内容が営利企業の事業と競合しうる状況となっている場合には、事業内容の改善をする。

(3) 上記の措置が講じられない場合には、営利法人への転換を行なう。

(4) (3)については、3年以内に必要な措置がとられない場合には設立許可の取り消しを行なう。

(5) 対価を伴う公益事業については、健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにする。

(6) 収益事業を行う場合は、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。

3) 名称 略

4) 機関

(1) 理事及び理事会

①理事定数 略

②理事の選任 略

③理事の任期 略

④後任理事の選任 略

⑤理事のうち、同一親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者が占める割合は、

それぞれ理事者現在数の3分の1以下とすること。また、同一の業界の関係者が占める割合は理事現在数の2分の1以下とすること。（注：この同一の業界理事数の基準に合わせるべく、2000年総会で定款改正がなされたが、翌2001年臨時総会で留保されたため、現在の定款は改正前の状態である。なお、新しい制度では、同一業界の理事数制限はない。）

⑥常勤理事の報酬及び退職金 略

⑦理事会の議決要件 略

(2) 監事

①監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であることから、必ず1名以上おくこと。

②監事は理事を兼ねないこと。

(3) 総会 略

(4) 評議員 略

(5) 事務局及び職員 略

5) 財務及び会計

公益法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するために必要な確固とした財政的基盤を有するとともに、適切な会計処理がなされなければならない。したがって、その財務及び会計は以下の事項に適合させるよう適切な処理を行なうこと。

(1) 原則として「公益法人会計基準」に従い、適切な会計処理を行なう。

(2) 社団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための会費収入及び財産の運用収入等があること。

(3) 財団法人 略

(4) 基本財産の運用管理は、寄付者が寄付する際にその管理運用方法を指定した場合を除き、固定資産としての運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行なうこと。

(5) 運用財産の管理運用 略

(6) 公益法人が長期借入を行なう場合にあっては、確実な返済計画を策定する等公益活動に支障をもたらすことのないよう十分留意するとともに、収支計算書に明記し、理事会及び総会の承認を得る等の措置をとるとともに、主務官

庁への届出を行なうこと。

(7) いわゆる「内部留保（基本財産、基金、運営に不可欠な固定資産、引当資産等、負債相当額）」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。

(8) 管理費の総支出額に占める割合は過大なものにならないよう、可能な限り2分の1以下とすること。また人件費の管理費に占める割合についても過大なものにならないようにすること。

6) 株式の保有等

(1) 公益法人は、原則として、以下の場合を除き、営利企業の株式保有を行なってはならない。

(2)～(3) 略

7) 情報公開

(1) 公益法人は、次の業務及び財産等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。①定款 ②役員名簿 ③社員名簿 ④事業報告書 ⑤収支計算書 ⑥正味財産増減計算書 ⑦貸借対照表 ⑧財産目録 ⑨事業計画書 ⑩収支予算書

8) 経過措置 略

JIAに対する主務官庁（国交省住宅局建築指導課）の査察は2年ごとに、JIAより提出される「公益法人検査報告書」を基に行なわれる。直近の査察は、2008年3月に行なわれた。

3. JIA定款に定められている主務官庁への義務について

現在のJIA定款では、主務官庁の承認事項及び主務官庁への報告事項が定められている。新制度ではJIAと主務官庁という関係がなくなるため、以下の主務官庁への義務はなくなる。

1) 承認事項

第47条 定款の変更についての主務大臣の許可

第48条 主務大臣の許可を得て解散

2) 届出事項

第17条 役員等の選任

5項 理事に異動のあったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。

6項 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。

第43条 事業計画及び予算

第45条 事業報告及び決算

第46条 長期借入金

第50条 残余財産の処分

以上の主務官庁への手続き義務が無くなることは、自立する法人としての内部統治の重要性が増すことになる。

4. 新しい法人制度における自立のための内部統治について（法務省令：一般法人施行規則第14条による）

従来の公益法人制度では、主務官庁の裁量により当該法人を監督してきたが、新制度では、法令で明確に定められた要件に基づくものに改められた。新制度は、法人に「定款による自治と自己責任」を求めており、民間企業と同等の経営原則を、すなわち、株式会社制度と同様な自律的ガバナンス（内部統制）を求めている。

「法人法」第90条第4項第五号は、「理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」が理事会の職務としている。

法務省令で定める体制の整備として「一般法人施行規則 第14条」で以下の8項目の整備内容が示されている。

- 1) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 2) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- 3) 理事の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- 4) 使用人の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- 5) 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 6) 前号の使用人の理事からの独立性に関する事項
- 7) 理事及び使用人が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する事項
- 8) その他監事の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

以上、法人は自らの体制整備をすることによって、従来の主務官庁の「監督下」から自立する組織になるとしている。

5. JIA組織体制として整備が必要になるものについて

1) 理事に関して

- ・ 理事職務の執行に係る情報の

保存及び管理体制→ 理事会資料の作成・保管等規程類の整備

- ・ 理事職務執行の効率の確保→ 理事会資料の事前配布、理事による事前検討体制
- 2) 監事に関して
 - ・ 監事が理事及び事務局から報告を受ける体制
 - ・ 監事監査の実効性確保の体制→ 監査資料の明確化と作成
 - 3) 使用人（事務局）に関して
 - ・ 事務局職務の効率確保→ 記録作成、文書・データ管理、経理・会計の効率化等分掌規程
 - ・ 監事を補助する体制
 - ・ 理事、理事会関連記録保存・管理体制→ 理事会規程
 - ・ 支部、地域会事務局体制
 - 4) 損失の危機管理に関して
 - ・ コンプライアンス体制→ 法令・規程違反（税制義務を含む）チェック体制
 - ・ ヘルプライン体制→ 内部通報対応
 - ・ 内部監査体制→ 内部監査規程
 - ・ 情報セキュリティー体制→ 個人情報管理、データ漏洩防止体制
 - ・ 利害関係者への情報開示体制
 - ・ 事務局員職務のバックアップ体制
 - 5) その他規程類の整備 等

6. 自立することの厳しさ

新制度では、主務官庁の監督下、所謂「傘の下」から株式会社並みの内部統治が求められる法人に変わるということである。このことは、今まで何かと主務官庁（国交省住宅局建築指導課）の監督下ということで、会員の中には、監督のない「中間法人」となるべきとの意見もあったが、一方、「傘の下」での恩恵に預かっていたとの現実もあった。特に、従来の公益法人は、原則、非課税であるが、収益事業の法人税納付、消費税納付、源泉徴収義務などの税金がらみの義務がある。この点については、まさしく主務官庁の「傘の下」として、税務当局のチェックはほとんどなかった。しかし、今後は厳密な会計が求められ、税務当局は、今まで聖域とされていた旧公益法人に対して、一般法人、公益法人に関わらず、「てぐすねをひいて」待ち構えているといっても過言ではない。

主務官庁の「傘の下」から外れるにあたって、厳しい内部統治が必要になることを覚悟せねばならない。